

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

所定疾患施設療養の実績状況(令和5年度)

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

| 疾患名 | 件数 | 治療管理の内容 |
|-------|-----|----------------------------|
| 肺炎 | 28件 | 採血検査、胸部レントゲン、内服、点滴、酸素吸入 など |
| 尿路感染症 | 13件 | 採血検査、検尿、内服、点滴、細菌顕微鏡検査 など |
| 带状疱疹 | 2件 | 内服、点滴、軟膏処置 など |
| 蜂窩織炎 | 2件 | 採血検査、検尿、内服 など |

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|----|-------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 人数 | 肺炎 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 4 | 2 | 2 | 2 | 2 | 5 | 4 | 28 |
| | 尿路感染症 | 1 | 3 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 13 |
| | 带状疱疹 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| | 蜂窩織炎 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 日数 | | 26 | 23 | 4 | 15 | 24 | 40 | 40 | 17 | 30 | 22 | 28 | 20 | 289 |

算定条件

- 1.所定疾患施設療養費Ⅱは、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
- 2.所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- 3.所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限り）
 - ニ 蜂窩織炎
- 4.算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- 5.当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。